

第88回統計委員会議事録

1 日 時 平成27年6月25日（木）10:00～11:08

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

武藤総務大臣政務官、

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、戸塚総務省総務審議官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 平成26年度統計法の施行状況について
- (2) 諮問第78号の答申「経済センサス - 活動調査の変更について」
- (3) 諮問第79号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (4) 諮問第80号「小売物価統計調査の変更について」
- (5) 統計委員会専門委員の発令等について
- (6) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、若干定刻よりも早いですが、皆様おそろいですので、ただ今から第88回統計委員会を開催いたします。

本日は、統計法施行状況報告を御提出いただく関係から、総務省から武藤総務大臣政務官、戸塚総務審議官にも御出席いただいております。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

統計法の施行状況についてですが、武藤総務大臣政務官から平成26年度統計法施行状況報告の提出をお願いいたします。

(報告書の手交)

○西村委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、武藤総務大臣政務官から一言御挨拶を頂きたいと思います。

○武藤総務大臣政務官 おはようございます。総務大臣政務官の武藤でございます。

西村委員長を初め、委員の皆様方には日頃から大変貴重なお時間を割いていただきまして、専門的な知見を活用して精力的に御審議いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

ただ今提出いたしました統計法施行状況報告は、政府の統計の取組について総務大臣が取りまとめたものであります。平成21年の新統計法施行後、今回が6回目となりますが、今回の統計法施行状況報告は従来の取組に加えまして、昨年3月25日に閣議決定されました第Ⅱ期目となる「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進状況について初めて取りまとめたものであります。

この基本計画には、約100個の取組が記載されております。経済、労働などの統計整備やオンライン調査の推進等の新たな課題も盛り込まれております。1年経過した時点で約9割が着手されたところであります。総務省といたしましても積極的かつ着実に取り組んでおります。今後、本報告に対し、委員の皆様方に御審議いただくと承知しておりますが、御意見を踏まえ、政府として公的統計の整備・発展に向けて尽力してまいります。引き続き御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○西村委員長 武藤総務大臣政務官、戸塚総務審議官は公務のために御退席されます。本日は、御出席いただきましてどうもありがとうございました。

(武藤総務大臣政務官、戸塚総務審議官 退室)

○西村委員長 統計法施行状況報告に関する事項については、基本計画部会の所掌となっておりますので、本件については基本計画部会に付託することになります。同部会は後ほど開催される予定でありますので、本件について御議論いただくことといたします。

それでは、改めまして、本日用意されている資料について事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容と併せて確認させていただきます。

まず、議事の(1)ですが、先ほどありましたとおり、総務大臣から平成26年度統計法施行状況報告を御提出いただきました。資料1がその報告書の写しです。

統計法施行状況についての審議は、基本計画部会に付託されることとなりますので、具体的な審議、質疑応答については本日の統計委員会終了後に開催される基本計画部会で行

う予定です。

また、本日は答申が2つ、諮問が1つあります。資料2として「経済センサス - 活動調査の変更について」の答申案、資料3として「経済産業省生産動態統計調査の変更について」の答申案、資料4として「小売物価統計調査の変更について」の諮問、資料5としてそれに伴って任命される統計委員会専門委員名簿、資料6はそれら専門委員の部会への配属を示すものです。

私からは以上です。

○西村委員長 それでは、次の議事に移ります。

サービス統計・企業統計部会において審議されております諮問第78号「経済センサス - 活動調査の変更」につきまして、サービス統計・企業統計部会の廣松部会長から御説明をお願いいたします。

○廣松委員 サービス統計・企業統計部会の審議状況について御報告いたします。

経済センサス - 活動調査の変更に係る部会審議については、5月28日の統計委員会以降、5回目の部会を6月4日に開催いたしました。この5回目の議事概要は、資料2の17ページ以降に参考資料3として添付しておりますので、後ほど御参照ください。

なお、21ページ以降の第55回サービス統計・企業統計部会の議事概要に関しましては、内容は既に御説明済みですが、5月28日には全委員・専門委員の確認が終わっておりませんでしたので、今日改めて確認済みの議事概要を添付した次第です。

念のため資料2の簡単な御説明をいたしますと、資料2本体の11ページに参考資料1があります。これは部会長メモとして作成したものであり、後ほど御紹介させていただきます。

参考資料2は、5回の部会を通じて行いました審議状況とそれを答申案にどのような形で反映させたかということを簡潔に取りまとめたものです。これにつきましても答申案の説明のところで触れさせていただきます。

それでは、答申案の内容を御報告いたします。

資料2を御覧ください。

まず、1ページ目の「本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」についてです。結論として、今回の経済センサス - 活動調査については、計画の変更を承認して差し支えないとしております。ただし、これから御説明いたします「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である旨、指摘しております。

次に、「(2) 理由等」以降につきましては、時間の制約もありますので、5回目の部会において議論になったところ、及びその意見を付した部分を中心に順に御説明いたします。

まず、2ページ目の「(ウ) 労働者区分の見直し」のところですが。

本申請では、常用雇用者と臨時雇用者の定義を変更することを計画しております。これにつきましては、5月に取りまとめられ、本委員会においても説明がありました統計調査

における労働者区分等に関するガイドラインにも適応しており、統計相互の整合性や比較可能性の向上にも資することから適当と判断いたしました。

ただし、3ページ目に移りまして、常用雇用者の内訳区分については、同ガイドラインを踏まえ、正社員・正職員と呼ばれている人を「正社員・正職員としている人」に修正する必要がある旨、指摘しております。

次に、3ページの下以降、「(エ) その他の主な調査事項の見直し」についてです。

本申請では、商業マージンを算出する際に、商品手持ち額や商品売上原価の把握方法等を変更することを計画しております。このうち商業マージンの算出に関しましては、前回の委員会でも報告しましたように、調査実施部局から丁寧に説明をいただきました。

その結果、5ページに移りまして、行政ニーズの変化等に対応したものであることから、この変更は適当であると判断いたしました。

ただし、「変更内容」のうち「⑤学校教育の種類」において、新設する幼保連携型認定こども園の選択肢の設定、具体的には並べ方、つまり順番のことですが、それについて報告者に紛れが生じないよう修正する必要があることを指摘しております。この点につきましては、学校統計側の担当者からも影響の有無を確認いたしました。

次に、5ページの(ア)報告を求める事項の基準となる期日等についてです。

本申請では、この調査の報告を求める事項の基準となる期日を平成24年2月1日から調査実施年6月1日に変更する等、所要の変更を行う計画であります。これについては、前回調査が2月という積雪寒冷期に実施され、調査員の確保が困難であったという状況を踏まえるとともに、6ページに移りますが、企業の決算時期等を勘案したものであり、適切な実態把握等の観点から適当と判断いたしました。

ただし、経理項目の把握の期間につきましては、報告者に紛れが生じないよう説明文を追加する必要があることを指摘しております。

具体的には6ページの統計委員会修正案の括弧書きで、「この期間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください」という説明文であります。

次に、7ページの「(ア) 調査組織の変更」についてであります。

本申請では、大型商業施設等の管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託することを可能とするように変更することを計画しております。これにつきましては、前回調査の状況を踏まえ、調査のより円滑な実施に資することから適当と判断いたしました。

なお、このような取組は今回初めて行われることから、地方公共団体と十分に調整する必要があることを指摘しております。

次に、8ページに移りまして、「(ア) 消費税に係る集計方法の見直し」についてです。

本申請では、消費税抜きで記入したものについて、統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインを踏まえ、消費税込みに補正して集計すること等を計画しております。この点につきましては、労働者区分と同様に前回の委員会におい

て説明があったとおりです。

これにつきましては、委員会における意見も踏まえ、精度の向上及び正確性の確保並びに利用者の利便性の向上に資することから適当と判断いたしました。

「(2)理由等」は以上です。

次に、8ページの2、前回答申時の今後の課題への対応状況についてであります。

前回の答申の際には、全産業の企業内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある旨、指摘されております。これについては、調査実施者の方で前回調査以降、その結果を分析した結果として、企業の内部取引額を調査結果から算出することが困難であること、具体的にはネットワーク型産業等がかなり増えてきたことなどですが、さらに報告者負担の増加について企業の理解が得られにくいことから対応は困難であるとしております。

これについては、本調査が他の統計調査の母集団情報の整備することを目的の一つとしていることを踏まえると、報告者負担の観点から見て対応が困難との調査実施者の結論はやむを得ないものと判断いたしました。

ただし、企業の内部取引額の把握については、第2期基本計画における課題として掲げられていることから、今回の検討結果も踏まえつつ政府統計全体の課題として第2期基本計画の取組の中で検討を進めていくことが重要である旨、記載しております。

次に、9ページの、今回の答申における今後の課題についてです。

常用雇用者の内訳区分については、統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、今後の同ガイドラインの更なる検討状況も勘案しつつ検討していく必要がある旨、指摘しております。

最後に、今回の部会における審議の進め方についての補足説明が必要であると感じた点及び審議の中で指摘があった事項のうち、答申案には記載していないものの今後の統計委員会において議論が必要と思われる項目について、私の責任で部会長メモという形で整理したものを提出させていただきました。それが資料2の参考資料1です。11ページから12ページについて説明させていただきます。

部会では、今回2回目の実施となる平成28年経済センサス - 活動調査に係る調査計画の変更について審議を行いました。この審議の途中で、先ほども御紹介いたしました、労働者の区分等に関する取扱い及び消費税に係る集計方法の取扱いに関する2つのガイドラインが公表されました。これらのガイドラインの内容に関しては前回の委員会で説明があり、質疑応答のまとめとして「部会ではガイドラインそのものを議論するわけではないが、その精神と統計作成者の立場との問題を突き合わせながら審議していただきたい」とされました。

以下、文書には書いておりませんが、このガイドラインの適用時期については、平成28年経済センサス - 活動調査から適用すべきであるといずれにおいても指摘されております。個別調査の立場からいたしますと、両ガイドラインの理念を尊重することは当然です

が、実際上の問題点についても慎重に検討しなければなりません。一方で、このタイミングを外しますと経済センサス-活動調査に両ガイドラインを適用するのが平成33年というタイミングになってしまいます。それではスピード感として余りにも遅過ぎると判断し、先ほど御紹介をしたような答申案にまとめた次第です。

文章に戻りまして、内容につきましては、11ページの3段落目ですが、労働者区分等に関する取り扱いについては、先ほど申し上げました「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」の精神を踏まえて、常用雇用者に関する調査事項の修正を求めるとともに、今後の課題として、今後のガイドラインの更なる検討状況も勘案しつつ検討していく必要があるとしております。これは、今回ガイドラインで示されました労働者の区分は統計基準ではありませんが、本調査が包括的な産業構造の把握とともに、他の統計調査の母集団情報をよりの確に整備することを目的としており、他の調査への影響が大きいと判断したことによります。

また、消費税に係る集計方法の取扱いについては、今回、経理項目のうち消費税抜きで記入されたものを消費税込みに補正して集計する方法を変更する旨の計画が示されました。集計方法そのものは平成23年産業連関表を作成する際に用いられた手法を基礎にしたものであること、さらに、答申案にありますとおり、①今回の調査実施者の対応は「統計調査における売上高等の集計に係るガイドライン」に適合しているものであること、②報告者が記入する際の消費税の取り扱いをより正確に把握するものであること、③経理項目について消費税込みに統一した形で集計・公表を行うことにより、精度の向上及び正確性の確保並びに利用者の利便性の向上に資すると考えられることの3つの理由から部会として適当と判断いたしました。

これに関しまして、部会審議において複数の委員から、今回のガイドラインは第Ⅱ期基本計画に掲げられた事項への取組として高く評価するものの、ガイドラインで示された消費税込みに統一するための補正方法については、平成28年調査の結果を踏まえ、事後的な検証も必要ではないかとの御意見がありました。

私といたしましても、消費税込みに統一するための補正方法については事後的な検証が必要と考えておりますし、また、経済センサス-活動調査だけではなくて、政府統計全体の取り組みとしても進める方が良いのではないかと考えております。

また、部会審議の中では、企業の内部取引額の把握に係る議論に関連して、委員から、第Ⅱ期基本計画において指摘されている「企業グループについての情報の把握の重要性」について御意見がありました。

これらの点につきまして、私も、今後の統計委員会において議論すべき重要な事項と考える次第です。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。特にございません

でしょうか。

それでは、数点、私の個人的な見解を述べます。この審議で出てきた結果については全く妥当であると思います。ただし、経済センサスをなぜ作ったかということから考えると、経済センサスを使ったやり方が従来のやり方がある意味広げるといって終わってしまうという形で終わっていて、経済センサスをやることによって、ほかのいろいろな新しいものを見つけ出すという点が少し欠けているように思えます。

それは特にどういうところかというところ、商業マージンの推計のところ、私はこの重要性を以前にかなり強調しました。審議の結果は安定性などの問題から仕方がないのだと思います。商業関連については具体的なデータが不足しているということもあって、主たるものではないところでの商業マージンの把握が不安定になるので従来の方法を踏襲するというのは分かります。しかし主たるところでないところでもできるだけ安定した形をとるような努力というのは今後必要ではないかと考えております。これは1つの点ですが、なぜ経済センサスを導入したのかという本質的なところまで遡ってこれから考えていく必要があるのではないかというのをテイクノートしておきたいと思えます。

それから、廣松委員の部会長メモには非常に重要な論点がありまして、特に事後的な検証をするということがあります。これは、実際、当局及びこれをなさっている調査当局においてはかなり難しい問題がいろいろ生じると思うのですが、基本的にはこれについては、どこまでそれが可能かというのを含めて今後考えていくべきであると考えております。

また、企業グループにおける情報把握の重要性ということについてもそうなのですが、これも今のやり方ではできないというのは全くそのとおりで思うのですが、何らかの形で工夫ができないかという立場から考えていく必要があるのではないかと思えます。具体的には、例えばネットワーク産業がとれないというのであれば、別な形で調査するなり何らかの方法で行うとか、余り負担の増えない形で正しいデータをとり精度を高めていくという方向での検討をお願いしたいと考えております。

以上、私の追加的な意見ですが、ほかに御意見あるでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

経済センサス - 活動調査の変更についての本委員会の答申は、資料2の先ほどの部会長の御説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村委員長 それでは、資料2によって総務大臣に対し答申いたします。ありがとうございました。

また、サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

産業統計部会において審議されています諮問第79号「経済産業省生産動態統計調査の変更」につきまして、産業統計部会の西郷部会長からの御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、説明させていただきます。資料の番号は3番になります。

資料3は、最初に答申案がありまして、めくっていただきますと、資料3の参考資料1という形で、いわゆる集計様式の一覧表がありまして、それに続きまして、参考資料2として第49回の部会の概要、それから、第50回の部会の概要があります。

諮問第79号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」に関しましては、6月中に2回部会を開きまして答申案をこちらにお諮りするに至ったわけですがけれども、本来であれば部会の状況を報告してから答申案について御説明すべきかもしれませんが、時間の御都合もありますので、部会の中での議論に関しては答申案を説明する中で逐次説明させていただくことにいたします。

では、早速、答申案について御説明いたします。

答申案は、全体の構成としては大きな番号でいうと3つありまして、1番というのが1ページ目に記載してあります「本調査計画の変更」、2番が次のページにあります、いわゆる「今後の課題への対応状況」、そして3ページ目に「オンライン調査の推進」という3部構成になっております。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、今回のメインのテーマであった「本調査計画の変更」から説明をいたします。

まず、「(1)承認の適否」ということで、これから「理由等」のところでのどのような変更が行われるのかということが説明されますけれども、部会の審議においては、今回提出された変更内容については変更を承認して差し支えないと結論しております。

その理由なのでありますが、まず、変更事項というものが調査対象範囲に関して2つ、それから「集計事項」、これは変更も含まれているのでありますが変更というのとはまた少々違うかもしれない大きな内容なので、それで「その他」というのがあります。

まず、「ア 調査対象の範囲」ですが、変更事項が2つありまして、1点目は紙おむつの生産量が増えているところから、これに対応した調査票を新たに追加する。2点目が、こちらは削除の方ですが、生産量及び出荷額及び生産している事業者の数が少ないがために表章ができないものが出てきたので、これを削除するという内容になっております。

まず、紙おむつに関してなのですが、これは大人用及び乳児用、両方とも生産量が増えている状況にありまして、後ほど触れますけれども、経済産業省生産動態統計調査における統一基準に照らして調査品目に加えるだけの市場規模が既にあるし、今後もその市場は拡大していくであろうということから、紙おむつを調査品目の新しい品目の中につけ加えるのが適当であると判断しています。

新しい品目として新たに調査票を設けるのではなく、既存の調査票を延長するような形でそれが取り込めないかということも検討していただいたわけなのですが、結果的には紙おむつというのは大分ほかの品目とは違うということもありますので、新たに調査票をつくるという形で決着をいたしました。それが「(ア)変更事項1」です。

次に、「(イ) 変更事項2」は、有機薬品及び写真感光材料月報の調査品目のうち3つ、無水酢酸、トリクロロエチレン及びメラミンというのが、先ほどの統一基準に照らしても市場規模が小さくなっていることと、それから、これらを生産する事業所が3つしかないために、せっかく調査票で情報が得られても秘匿措置のためにこれが表章できない状況になっております。

ですので、これら2つの市場規模が縮小していることと、それから、秘匿処理のためにこれが表章できないことから調査品目からは削除するという計画にして、これも部会では適当としております。

次に、「イ 集計事項」は、今回新たに調査品目が付け加えられることによって集計項目が変わることになるわけなのですけれども、生産動態統計調査は非常に多岐にわたる品目がありまして、全部で190種類ぐらい集計表があります。従来はこれを探すのがかなり大変な状況にあったわけなのですけれども、今回、紙おむつが品目に加わることに併せて、集計表が一覧できるようなものを用意していただきました。それが先ほど申しました資料3の参考資料1として、答申案の後ろについております。こういうような形でどの品目でどういうものが表章されているのかが一覧できるものが用意されて、これは紙媒体だけではなく、電子媒体、いわゆるオンラインでもこういったものが用意されて、そのオンラインの方ではクリックをするとそれがきちんと追跡できるようになっているというような形でかなり力を入れて工夫をしていただきました。こういったことはほかの調査でも是非推進していただきたいことなので、部会において、この点は答申案以外の点でも強調して報告するべきではないかという御意見がありましたので、特にここで強調しておきたいと思っております。

以上が「イ 集計事項」です。

次に、「ウ その他」は、従来「機械器具月報」のみ2部直轄調査の部分で調査票の提出を求めていたのですけれども、これは別に2部必要なくて1部で集計等もできるということですので、報告者負担の軽減に鑑みて1部にするという案を適当としております。

以上が「調査対象の範囲」の変更事項です。

次に、2の「今後の課題への対応」です。前回の答申において2つ今後の課題がありました。それが2ページの四角で囲ってあるところの(1)と(2)と記載しています。

まずは、(1)に関してなのですけれども、こちらの方がかなり重要なところで、裾切り、すなわち母集団のうち一体どの程度、どこまでを調査対象範囲とするのかという基準に関して、3ページ目のところに「変更前」という記述がありますけれども、調査効率を考慮しながら代表性を考慮して調査対象範囲の見直しを行うことという書き方になっていたわけなのですけれども、前回の答申のときには、例えば対象事業所数ないしは母集団サイズということなのですけれども、それがもともと小さい、事業者の数が少ない品目に関しては裾切り対象にしないとか、ただ単に補足率というのですか、出荷額の補足率だけを頼りにして裾切りの範囲を決めるということではなく、もう少し広い観点からそれを決めるよ

うにしてほしいといった今後の課題へ対応がなされました。

もう一つ、(2)の方は、経済産業省生産動態統計調査の基幹統計調査なのですが、既に基幹統計調査ではなく一般統計調査に移してそちらで調べることも行われておりまして、どこを基幹統計調査でとらえて、どこを一般統計調査でとらえるのか、随時その見直しを行って役割分担をはっきりさせてくださいというのが2番目の今後の課題でした。

まず、(1)、どこまでを調査対象範囲とするのか、あるいは裾切りの基準をどのような観点から決めるのかということに関しては、今回、表現をもう少し具体的に書いていただきまして、その案が3ページ目の上のほうになっています。この経済産業省生産動態統計調査というのは、動態統計調査という名前が表すとおり、生産の状況の全体的な動向を把握する月次で調査しておりますので、まずは全体的な代表性が確保されるということが一つございます。それと同時に、速報性というのですか、なるべく効率よく調査をしなければいけない、その2つの観点から統一基準というのが作られているわけなのですが、従来は代表性を考慮しということで少しあいまいな書き方になっていたのを、前回の課題に合わせてもう少し具体的に書くようにしました。すなわち、製造業においては一部の事業者が出荷量のほとんどを占めているといった面がありますので、そのことがもう少し分かるような形で書いたということと、あとは代表性を検討するには生産量だけではなく事業者数であるとか、ここには明示的には書いていないのですが、母集団のサイズであるとか、そういったことにも考慮しながら裾切りの基準を決めるようにといったことをもう少し具体的に書いたということです。

母集団のサイズのことを明示的に書いていないということから、前回の課題への対応にきちんと対応したことになっていないのではないかと御意見も出たのですが、今回の変更後の2段ある上段の方を見ていただくと、一部の事業者によって全体の出荷量の大半が占められている業種などそういったことを勘案しながら裾切りの基準を決めますよということで、前回の今後の課題へは対応したという結論になりました。

あと、一般統計調査に移すべきものというのを今回精査していただいたのですが、今回特にその対象になるようなものがなかったということをもって(2)の課題には対応したということでもあります。

3番目に「オンライン調査の推進」ということに関してなのですが、経済産業省生産動態統計調査に関しては、ほかの調査と比べましても現時点でオンライン調査の利用率というのは高くなっておりますが、一部の業種に関しましては経済産業省生産動態統計調査の中では比較的オンライン調査の利用率が低い業種ということもありますので、それを中心に今後はオンライン調査の利用率を上げるといった形をとっております。

以上で経済産業省生産動態統計調査の変更についての答申案の説明は終わりいたします。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。
どうぞ。

○宮川委員 まだ新米ですので質問になってしまうのですが、この紙おむつ月報を新設されることと、先ほど別表第3の集計事項でやられたところのいわゆる業種の中に、例えば新たに集計された紙おむつのデータはどういう形で入ってくるのかということと、あと、資料にある経済産業省生産動態統計の利用事例というところで、産業連関表とか鉱工業生産指数への利用をされているということですが、それはまた変わってくるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○西郷委員 最初に、集計表に関しては調査実施者の方から答えていただくのがよろしいと思いますので、お願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房統計グループ鉱工業動態統計室長 この表の業種でいいますと、左側「パルプ・紙・紙加工品」のところの4295というのが予定しております新設される紙おむつ月報です。この欄の右側において◎が記載されている箇所については、全部の調査票で公表するものとなり、販売などが該当します。

紙おむつも当該集計事項に新たに入れたということになります。

○西郷委員 ありがとうございます。

少々細かい形になるので、4295が付け加わることによって、ここに新たに集計された項目が表示される格好になるということです。

もう一つの御質問である経済産業省生産動態統計調査で今回新たに加わった紙おむつというのが他の統計にどのように加わるのかということなのですが、例えば鉱工業生産指数に関しては、鉱工業生産指数の方で品目の採用基準というのが別途ありまして、それに今回新たに作った紙おむつが該当するというのであれば、IIPのほうに取り入れられるという、受け手の側の基準によって採用されたり採用されなかったりすると私は理解しております。

このような回答でよろしいでしょうか。

○西村委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、1点、付け加えます。資料3の参考資料1のような形を、つまり一覧性のあるものをこれだけではなくて他の調査にも広めていってほしいというのは同感です。今後こういうような形のできるだけ分かりやすい一覧性の高いものを増やしていく努力をしていくということをお願いしたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

経済産業省生産動態統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料3のとおりということよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村委員長 どうもありがとうございます。

それでは、資料3によって総務大臣に対して答申いたします。

ありがとうございました。

また、産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。

次の議事に移ります。

諮問第80号「小売物価統計調査の変更」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、説明させていただきます。

資料4をお手元に御準備ください。

この1枚目のところの諮問文でございますように、今般、総務大臣から小売物価統計調査の変更についての申請があったことから、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき、本委員会の意見を求めるものです。

では、資料4の一番下にあります資料4の参考というA4横長の資料を用いて今回の変更の概要等を説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、まず、調査の概要です。

既に御承知のとおり、小売物価統計調査につきましては、商品の小売価格、また、サービスの料金等を調査いたしまして、消費者物価指数（CPI）を含めました物価に関する統計施策の基礎資料を得ることを目的として実施されているものです。

「調査の沿革」にありますように、この調査は昭和25年6月から開始されておりますが、近年、平成25年1月調査からは別途5年周期の基幹統計調査として実施されておりました全国物価統計調査と統合いたしました。これに伴いまして、小売物価統計調査（動向編）と名称の変更が行われております。

また、27年1月現在では、167市町村を対象に約550の品目につきまして860の銘柄の価格、サービス等を調査しております。

調査の範囲ですが、ここで2万5,000世帯というのが入っていますのは、民営借家に居住している世帯も対象にしていることによるものです。

また、調査事項としましては、その隣にありますように、通常の価格を調査するということで、セールであるとか特売価格は原則として調査をしておりません。具体的には、12日を含む水木金のいずれか1日を対象に調査を実施しているところです。この調査の系統は3通りありまして、「調査組織」の欄にありますように、調査員が報告者から確認・聞き取り等を行う部分、また、都道府県を経由する部分、それから、総務省統計局が直轄して調査をしている部分があります。この区分につきましては、都道府県で実施しております部分は、専ら給食費であるとか上下水道料金のような地域性のある公共料金等を対象に調査しております。また、統計局におきましては、パック旅行代金であるとか全国紙の新聞代であるとかいった全国的に価格が統一されているにつきまして調査を実施している

ところでは。

なお、その隣の枠囲みにもありますように、この調査の調査員におきましては、携帯型端末を全員が携帯いたしまして、その携帯型端末に把握・聞き取った価格等を入力し、それを総務省統計局に送信することによって調査が実施されているという特徴があります。

なお、集計結果公表につきましては、この下にありますように、原則内に行われております。特に東京都区部につきましては調査月の末日までに公表するといった形で早期の公表が行われております。

なお、ここで消費者物価指数とありますが、消費者物価指数は小売物価統計調査の集計の一形態というような位置付けになっています。

では、次のページですが、先ほど申しました全国物価統計調査に該当する部分です。

25年1月の変更に伴いまして、この部分は小売物価統計調査の構造編と位置付けを変えております。この構造編におきましては、地域別価格調査、店舗形態別価格調査、銘柄別価格調査という3つの調査を隔月に実施することにより調査を行っております。また、調査の範囲は動向編に上乘せする形でここに記載のとおり事業所を追加して調査しているところでは。

この集計の結果につきましては、年単位で公表するということになっておりますので、翌年の6月までに公表を行っているところでは。

なお、注書きにありますように、調査組織につきましては動向編の3つの形態のうち、調査員を活用する系統のみとなっています。

では、もう1枚おめくりいただきまして、利活用状況ですが、先ほど来申し上げておりますように、この調査の集計の一形態でありますCPIにつきましては、ここにもありますように、国民年金法等におきまして年金額の改定の基準として活用されているところでは。

また、2つ目の欄にありますように、行政施策上の基準等の基礎資料として利用されております。

また、この小売物価統計調査の結果につきましては、購買力平価の算定基準としまして国際比較プログラムの一環としても活用されております。

では、今般の主な変更です。

変更点は、今回申請における変更と、今後の論点といたしまして前回答申時の課題等があります。

1 ページおめくりいただきまして、まず、「動向編の変更」の1番目です。

この消費者物価指数の基準改定が5年ごとに行われます。それに伴いまして品目の選定替えを行っているところでは。この選定基準につきましては、ここの注書きにあるとおり、1万分の1以上という目安を基に品目の見直しを実施しております。今般、この基準を満たさなくなった32品目、あずき、体温計等につきましては、これを廃止し、それに相当する部分につきまして新規に追加をする予定です。

なお、新規品目につきましてはデータを早期に収集する必要があるということで、昨年

7月に承認を行った上、本委員会に御報告しているところです。ここでは論点といたしまして、品目の選定基準の妥当性であるとか、その基準に即した運用が適切に行われているか等につきまして御議論いただければと考えております。

続きまして、次のページです。

今般、調査実施者の方では、この調査の品目選定の目安となっております家計調査との関連性をより明確にするため、その家計調査の選定品目に準じまして本調査の品目についても整理したいと計画しております。具体的には、現行、あんパン、カレーパン等の品目につきましては家計調査に準じまして、その他のパンというような整理にするというようなこととなっております。この部分については、今回のような名称を整理する必要性であるとか、そのメリット、デメリット等で整理していただくとともに、今回の名称整理というのが抽象的になって調査計画を活用する利用者にとっての情報量が減衰しないかといった観点も検討の課題になろうかと考えているところです。

続きまして、次のページですが、構造編につきましても変更を予定しております。構造編、動向編共通ですが、現在、それぞれの調査品目については、ここの変更例にありますように、個々具体的に列挙する形で調査計画に記載されております。これを機動的に品目の見直し等を行うことが可能となるように、現在の個別列記方式から、変更案にありますように、総務大臣が指定するというような形の包括的な規定に改めるということを計画しております。これに関しましては、現行の列挙方式でも適時変更を妨げるということはないのではないか、どういう理由から改める必要があるのか、また、選定基準の明確化によって現行形式の継続という余地もあるのではないかなどにつきまして御議論いただきたいと考えております。

続きまして、その次のページ、「その他」です。

調査員調査の品目についてです。現在、調査員調査も都道府県調査も全てそれぞれの品目ごとにどこが調査をするということが調査計画上に明記されております。ただ、この中で通信販売などの急激なシフトが生じた際に調査員調査で対応が困難という可能性があることから、今般、総務大臣が調査員に代わって調査を行うことが可能になるよう調査計画の記述を追加したいとしているものです。これにつきましては変更の必要性等について御検討いただければと考えているところです。

続きまして、その次のページ、「その他」の2つ目です。

集計事項の見直しということで、利用者ニーズが低下しております参考系列として公表しております中間年バスケット指数を集計事項から削除する一方で、同じく参考系列として公表しております連鎖指数の内容につきまして、現在、除外されております生鮮品を含めるなどの充実を図ることとしております。この点につきましては、利用者ニーズ等、削除の妥当性について御検討いただければと考えているところです。

最後になりますが、その次、10ページになります。「前回答申時の課題対応」です。

この調査におきましては、前回平成24年の答申の際に以下のような課題が付されている

ところでは、まず、構造編における調査品目、地域等の見直しですが、全国物価統計調査の廃止に伴いまして、5年周期の調査から1年周期の調査に変更になったことに伴いまして、規模等が縮減されることになりました。そういった中で、2、3年ごとに地域や品目を見直し、また、ローテーション化した品目を採用するなどの検討が求められているところです。

2点目といたしましては、構造編の店舗形態別価格調査の結果を利用いたしまして、動向編の事業所の選定等に活用しようというものです。

また、3つ目につきましては、特売価格、通信販売価格等の実施状況を把握することについての検討が求められているところです。

また、今回からいけば前々回の答申に当たります平成22年の答申におきまして、現行の1万分の1以上という目安としている選定基準についての妥当性等の検証が求められているところです。

また、2つ目につきましては、現在、小売物価統計調査の集計の一形態となっております消費者物価指数につきましては、その重要性、作成方法等に鑑みまして、この小売物価統計から区分して別途の基幹統計として指定することの要否を検討するように求められているところです。これらの課題につきましては、その対応状況を部会で御確認いただければと考えております。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

○前田委員 私自身、これまで物価統計の利用、作成に長らく携わってきておりますので、その経験を踏まえて個人の意見を申し上げたいと思います。少しお時間を頂戴いたしますが、御容赦いただきたいと思います。

今、御説明のありました小売物価統計調査でありますけれども、御説明のありましたとおり、CPIの基礎統計としても利用され、とても重要なものと私自身は認識しております。

今回の改定方針につきましては、品目改廃のほか、連鎖指数の充実といった取組もあり、経済構造の変化、ユーザーニーズへの対応という点で評価できるものと考えております。

ただ、本日の説明では述べられておりませんでしたけれども、近年の環境変化を踏まえた見直しという点において重要な検討事項が2つあると考えております。1つは、消費税を除く指数の作成・公表、もう1つは家賃の品質調整の導入です。

1つ目の消費税を除く指数の作成・公表についてでありますけれども、こうした指数については、現状、ユーザーの一つである日本銀行が試算値として作成し公表しております、民間エコノミストの皆さんを含めて幅広く一般に利用されているというのが実情です。私は、今、公的統計としてのニーズもかなり高いのではないかと考えておりますし、本来は作成部局である総務省統計局に作成・公表していただくのが自然ではないかと考えております。

次の消費税率の改定は2017年4月に予定されておりますので、2016年夏予定の今回の改定を機に消費税を除いたベースの指数作成を実現していただければと考えております。

ちなみに、企業物価指数、企業向けサービス価格指数では、統計作成者である日本銀行が税込み、税抜きそれぞれのベースの指数を公表しているということであり、実施に向けていろいろ実務上の課題があるとは思いますが、日本銀行が試算している消費税を除くCPIは、課税、非課税の品目を考慮の上、課税品目について税率分を機械的に調整しているということですので、このような方法であれば調査員に対する追加的な作業負担なしに総務省統計局側の作業のみで指数を作成することが可能ではないかと考えております。そういうことであるので、もし公表される際は参考系列ということでは十分ではないかと思っております。

なお、高い付加価値税が課されている欧州諸国は、CPIについて税込みだけでなく税抜きの系列も作成・公表しているということを示し添えたいと思います。

2つ目の家賃の品質調整はテクニカルな話ではありますが、まず、日本では高齢化・人口減少によって住宅ストックの老朽化が進んでいるという事実があります。こうした環境下において、現時点では家賃について住宅が時間を経るごとに劣化するという品質変化を考慮していないために指数に下方バイアスが発生している、このように考えます。すなわち、時間の経過につれて品質が低下する分、仮に表面の家賃価格が横ばいであっても品質調整後の物価指数というのは上昇ととらえるべきだろうと思います。この点、CPIでは既にパソコンなどの品目でヘドニック法が用いられておりまして、品質調整、この場合は向上分ということになるわけですが、これが基本的に指数を引き下げる、品質向上しているのと同じ値段であってもそれは価格が下がっている、このように計算されているということです。

一方、家賃は仮に品質調整を実施すれば指数を押し上げるということになりますけれども、こうした品目でも品質調整に取り組むこと自体がCPI全体の精度を向上させるために大切ではないか、このように考えます。

先ほど申し上げました企業向けサービス価格指数では、事務所賃貸において品質劣化率を推計して、2010年基準から指数に反映させております。足元の2015年の品質劣化による事務所賃貸指数へのプラスのインパクトは、全国で0.7%、地域によっては1%強に達しております。CPI家賃でも同程度の品質劣化が生じていると仮定いたしますと、家賃はCPI全体の2割近くのウェイトを占めますので、CPI全体で0.1%以上、場合によっては0.2%といった寄与となります。そもそも変動が大きいCPIにおいてインパクトは小さくない、このように言えるかと思っております。

ただ、この家賃の品質調整については、必要なデータを地域ごとにどう入手し安定的に作成するかということでクリアすべき実務上の課題が大きいと私自身も思っております。総務省統計局がどのような検討をされてきたか私も詳しくは存じ上げておりませんが、この機会にそれを示していただき、実現の可能性について部会で審議していただければ

ば、このように思います。

なお、この点、米国では既に家賃の品質調整が実施されているということも申し添えたいと思います。

以上申し述べましたとおり、私個人としては消費税を除く指数の作成・公表、家賃の品質調整の導入、こういったものについてはユーザーの利便性、あるいは統計精度の向上といった観点から非常に重要な課題でありまして、部会の方では是非十分に御議論を進めていただきたいようお願い申し上げたいと思います。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、頂いた点は私自身も非常に重要な点だと思っています。実査の問題もありますので、できることとなかなかできないことがあるのですが、できることからやっていき、そして、今はできなくても今後できそうなことというのは方向性を見ていくという形で前広にいろいろな問題を考えていきたいと思っています。

それから、国際比較の問題は重要な問題で、これをTPPに使っていくという議論がありましたが、国際比較をするときにそれぞれ比較可能性というのをできるだけ担保するという点からも重要な点なので、この点も部会審議の中では考えていただきたいと考えております。

ほかに御意見ございますでしょうか。もしないようでしたら、本件については本日頂きました御意見を踏まえまして、サービス統計・企業統計部会で御審議いただきまして、その結果について本委員会に御報告いただくという形にしたいと思います。

廣松部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

今回諮問された小売物価統計調査の審議に参加していただくため、資料5のとおり、2名の専門委員を本日6月25日付けで任命していただきました。結果、部会に所属すべき専門委員については資料6のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ここで、その他の議題として総務省政策統括官室から参考3の基幹統計の承認の状況に関連して説明がありますので、よろしく願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、参考3を御覧ください。

ここにありますのは、先月5月18日で承認いたしました内航船舶輸送統計調査の変更に關するものです。

詳細は裏面にありますので、裏面を御覧ください。

補足で書いていますように、今回の変更は、前回平成26年12月に本委員会から答申をいただきました御指摘に対応するものです。具体的には、ここに下線を引いておりますように、27年7月調査以降、可能な限り早期に概数的な指標を速報として公表するといった御指摘を頂き、それを対応する形での記述になっています。この方向性に沿いまして、今回、

この下にありますように、27年4月調査以降、内航輸送の動向を把握するために必要な項目につきまして、速報としまして60日以内に公表していくといった変更の申請がありました。本委員会の答申に沿った対応ですので、特別に説明させていただいたものでございます。

説明は以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上です。

次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は、7月23日（木）の10時から、本日と同様にこの会議室で開催することといたします。詳細は、また別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第88回の統計委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

○伊藤内閣府統計委員会担当室長 なお、この後、5分ほど空けて、ここにおいて基本計画部会を開催いたします。引き続き御出席くださるようお願いいたします。